

水道料金表

令和元年 10 月 1 日

久万高原町環境整備課

1 水道料金

種 別	用途区分	1 戸又は 1 箇所 1 箇月基本水量	同左基本料金	超過料金 1 m ³ につき
従量制	一般用	8m ³	1,100 円	178 円
	営業用	20m ³	2,750 円	178 円
	浴場及び工業用	150m ³	19,800 円	178 円
	臨時用	20m ³	4,400 円	251 円
定額制	一般用		1,100 円	

2 メーターの使用料(1 箇月 1 個当たり)

メーター口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料	115 円	168 円	178 円	189 円	388 円	775 円	1,655 円

3 加入金

住宅 (別荘を除く。)		住宅以外 (別荘を含む。)	
メーター口径	加入金	メーター口径	加入金
13 mm	110,000 円	13 mm	220,000 円
20 mm	220,000 円	20 mm	440,000 円
25 mm	440,000 円	25 mm	880,000 円
30 mm	660,000 円	30 mm	1,100,000 円
		40 mm	2,200,000 円
		50 mm	3,300,000 円

<水道料金計算例>

従量制で一般用、使用水量 20 m³、口径 13 mm の場合 (1 ヶ月あたり)

基本料金 + (超過料金 × 超過水量) + メーター使用料)

$$1,100 \text{ 円} + (178 \text{ 円} \times 12 \text{ m}^3) + 115 \text{ 円} = 3,351 \text{ 円}$$

※検針は毎月実施します。(毎月 19 日から 26 日頃、地域により異なります。)

※水道料金は、検針票に記載してお知らせします。

※検針から検針までの間の使用日数が 15 日を超えないときは、基本料金が半額になります。